

公開質問状

宇久島みらいエネルギー合同会社

代表取締役 城野 正明 様

公開質問状に対しまして、ご回答いただきましたこと、先ず以て御礼申し上げます。

しかしながら、貴社からの要請により「きちんと回答したいために期限の延長」を行い、ようやく9月3日付で回答頂きましたが、これまでとんなら変わらない中身の無い回答、貴社の独善的で住民軽視の姿勢に、甚だ落胆いたしました。

結論から申し上げますと、不信感、不透明な実態は改善されず、このような対応では将来的に住民の理解を得ることは到底できないと思います。法に則り地元活性化のための事業として行っていると申しますが、本事業によって、私たちが将来に渡り宇久島で安全安心に生活を営むことができなくなる可能性が大いにあり、結果的に宇久島のためになり得ないと思います。よって私たちは、今後も貴社の対応姿勢に改善が見られない場合は、当該メガソーラー発電計画に住民として反対するしかありません。

貴社はこれまで企画から数年に渡り、長崎県や佐世保市、宇久地区自治協議会とも協力関係を結ぶことができず、殊に事業の根幹を成す海底ケーブル敷設にとって重要な県北漁業組合の合意は得ておらず、地元観光協会、牛部会などの関係機関、地権者らによるメガソーラー推進協議会までも計画に懐疑的もしくは反対を表明しています。地元住民として表立って推進をしているものは誰も見受けられません。また、別会社が行っている大規模な陸上風力発電事業とも未だに協議や調整が行われていないように見受けられます。総合的に見まして、それが地元の発展のための事業と言えるのでしょうか。うしろめたくこそそと事業を推進することが果たして宇久島のためになるのですか。貴社単独で宇久島の活性化ができるとお考えですか。もうこれ以上、島民を翻弄し不安の渦中に放置しないで頂きたい。事業に理解を得たいのであれば今すぐ伐採工事を中断し、説明してください。

再度質問をいたします。

質問1 合意形成を図るべき地域住民とはだれのことですか？どの範囲ですか？私たちは「事業者以外の現に宇久島に住んでいる者」と考えていますが、佐世保市企画部長は「宇久島に僅かでも財産を有する者」とのことです。貴社の見解を具体的にはっきりとお聞かせください。

質問2 貴社だけでなく島民としてこの計画に賛同している方が多数おられるということですが、それが事実であることをどのように証明しますか？また、「本事業に賛同いただけている多くの島民の皆様のご意見も尊重しながら、対応を進めたい」と言われますが、島民の意見であることを証明した上で、それら理由やご意見を書面で詳しく私たちにもお聞かせください。

質問3 本事業に出資する九電工や京セラをはじめとする各企業本社は、「社名を出している以上本事業に対し最終的な責任を取らずに逃げるようなことはない」と現地社員が発言していることについて、それを証明することはできますか？また、その場合は各社長が住民に約束し、書面などで確約してください。

質問4 太陽電池発電事業について改正法が施行され、令和2年4月1日以降の現時点において、電気事業法

第48条に基づく工事計画の届け出が現時点で一部のみしかなされていないにもかかわらず、着工前に省令の環境アセスをする必要が無いとしている理由を述べてください。

質問5 宇久島の全住民に対して、このまま口約束だけで事業を行うつもりですか？また、「これから地元住民と協議致します」と言いながら、既に伐採工事を行っているのはなぜですか？今すぐ工事の手を止め、約束の証明、住民との協議をしてください。

質問6 11196筆に及ぶ事業用地を1坪年間200円にて、地権者との間に35年間の地上権賃借契約を締結しており、これまでに数回の賃料の支払いが行われていると認識しています。権利取得者は国土利用計画法の制度に基づき、届け出を市町村長に行わなければいけません。提出されましたか？

以上

その他上記質問以外の回答や反論などがある場合は申してください。

回答につきましては前回と同様です。令和3年11月5日までにご返答ください。

令和3年10月5日

宇久島の生活を守る会 会長 佐々木 浄榮

宇久島みらいエネルギー合同会社からの回答(斜体太字部分)令和3年9月3日付
及び当会の意見(※部分)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、この度は、このような回答、ご説明の機会を頂きまして有難うございます。また、これまでの弊社の対応につきまして行き違いなどありましたら、この場をお借りしお詫び申し上げます。これまで宇久島の生活を守る会様にご報告ご相談も複数回させて頂きましたが、今後さらに強化していくと共に、島民の皆様へご理解を頂けますよう丁寧にご説明をさせていただきます。(※A1) また、公開質問書冒頭の文書にも記載されておられますように、島を二分することは本意ではありませんので、本事業に賛同いただけている多くの島民の皆様のご意見も尊重しながら、対応を進めさせて頂きたいと思っております。(※A2) ご質問頂きました内容につき、以下にて回答させていただきます。今後とも、ご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

※A1 貴社がこれまで当たり前説明を行わないので、私たちは事業を理解するための機会を模索してきました。私たちは常に「私たちだけではなく宇久島の住民全体に説明してください」と言ってきましたが、貴社はこれまで一度も受け入れず、またそれを理解していません。それどころか、私たちに対応するそぶりを見せ、その裏では事業の早期実現を図り、市長や県北漁業組合に対する事業推進の署名活動を行い、署名用紙1枚につき一世帯の賛同として提出し、事業者自身による民意の捏造を行い、住民7割の賛同を得ていると主張されています。これは私たち住民を欺く卑劣な行為です。

※A2 賛同しているのは利益受益者のみです。住民説明会においても反対意見ばかりで表立った賛成意見は聞いたことがありません。私たちの調査では7割の住民が反対しています。おっしゃる通り”本事業に賛同いただけている多くの島民の皆様のご意見”しか尊重していません。貴社の行為や対応そのものが島の住民を二分しています。

(前回の質問1) 今後、島民全体に対する開かれた説明会は行わないのですか？また、事業に係る協議会等の設

置は検討されないのですか？

(回答) これまで複数回佐々木会長にご面談の機会を頂きご説明させて頂きました通り、今後着工に向けた詳細の説明会を各地区ごとに実施する予定です。いくつかの協議会は既に発足しているものの、島内全体の窓口となる協議会等の機関は現在ございません。よって、これまでも各地区の皆様にご案内し、開かれた説明会を実施しておりました。(※B1) しかしながら、ご参加頂けなかった方々から、事業内容をもっと知りたいというお声を受け、事業者としては事業理解の一助として島内広報紙の発刊を行うなどして参りました。なお、島内広報誌は別紙にて添付致します。また、更に島内外の皆様にご理解頂きたく、事業内容をご案内するためのホームページを作成中であり、近々公開を予定しております。(※B2)

※B1 何度も申し上げておりますが、地区ごとの詳細な説明の前に本事業の現在の計画を全住民に公表してください。これから行うつもりであれば、現在既に多くの作業員を導入し行っている伐採工事などを直ちに中止すべきです。貴社は質問中の開かれた説明会の意味を理解していません。利益受益者や利害関係者との間で行っている説明や協議は質問の答えになっていません。開かれた住民説明会とは誰もが参加することができ、知ることができ、理解することができ、意見を述べることができ、回答を得ることができる説明会を意味しています。参加者が少ないのは、・正しく案内していない・説明会終了時に参加者は計画を理解して頂いた者とみなす・事業ありきで、都合の良い説明ばかりである・質問に対してきちんとした回答が得られない・後で勝手に計画内容が変更になる・噂や口約束ばかりで書面などが無い・このことに一切関わりたくない・地域住民とのしがらみがあり参加すること自体憚られる・貴社のこれまでの経緯や姿勢から信用できない等々、地権者や関係者を豊富な資金で買収し、認可を後ろ盾に強引に推進してきた貴社側に、住民が説明会に参加できないほとんどの原因があります。

※B2 貴社の広報誌「宇久島の未来へ」は事業の規模に対し内容があまりにも薄っぺらです。あれでは住民に説明し理解してもらうことは到底できません。事業内容を案内するホームページは今さらですが早急に内容を充実させ公開して頂きたい。ですが先ずは、現在行っている伐採作業などを中止して行ってください。

(前回の要望2) 九州電力に提出されました「系統連系工事着工申込書」並びに、経産省に提出されました「みなし認定事業計画書」の内容を開示してください。

(回答) 今回の公開質問のご趣旨は公開質問状の冒頭にありますように、地域住民との十分な合意形成、及び環境保全を着実に実行しながら進めていくことのご確認と認識しております。本ご質問に関しましては事業内容の問題であり、ご質問の趣旨とは異なることから回答は差し控えさせていただきます。(※C1) ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

※C1 貴社の事業内容が住民に正確に提示されていませんので、地域住民との十分な合意形成、及び環境保全に資するため、それらを開示してくださいと申し上げます。国や公益事業に対して行われた申請の中身をなぜ国民が知ることができないのでしょうか。話をすり替えないでください。

(前回の質問3) 令和元年8月29日付で許認可を受けている、メガソーラー発電事業用地の県の林地開発許可申請にあたり、しがら柵、フェンス、改修及び新設する畦や側溝、水路、作業員宿舎、仮設の事務所や詰所、駐車場、資材ヤード、電柱、防災対策設備、防災工事等、それらの面積が申告されていないのはなぜですか？

(回答) ご指摘の内容につきましては、関係する法令規則に基づき計画に必要な内容を全て申請し許可を受けて

おります。計画に変更があった場合は、同じく関係する法令規則に基づき必要な手続きを行います。(※D1)

※D1 令和元年の認可降に上記施設は、貴社がこれまでに提示し設置予定しているものです。計画に追加や変更しているにも関わらず関係する法令規則に基づき必要な手続きを未だにされていないから申し上げているのです。法令規則に問題ないからと、後で変更手続きするつもりでしょうが、計画やその説明とは事前に行うものです。本格着工後にうやむやにできる可能性が否定できません。

(前回の質問4) これまで当会を含む行政や各機関からの意見や要望、説明会等において貴社が「今後、住民の皆さんや関係機関等と協議致します」等と回答された全事項について、これまでに実際に行った協議のA開催事実、B経緯や内容、C結果や約束を箇条書きで要点のみ全てお答えください。

(回答) 質問1で回答させて頂きました通り、これまで我々事業者は各地区や個別の団体・機関ごとに説明を行って参りました。また頂いたご質問やご要望に関する協議も個別に行っております。それら内容については個別協議であり、公開により協議先様へご迷惑をお掛けする可能性もございますので、本ご質問への回答は差し控えさせて頂きます。(※E1) ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

※E1 利益受益者及び利害関係者との間で協議している内容は、最も利害関係がある宇久島の島民にも説明すべきです。なにがご迷惑なのでしょうか？なににも知らされない私たちが一番迷惑です。公表できないのであれば、貴社が行っていることは密約です。知らせない、意見させないでは、いかに合意形成するのですか。本事業の目的である、宇久島の地域振興のための事業であるならば、その根拠となる協議内容をすべて明らかにしてください。私たちの認識によりますと、貴社は現在、宇久小値賀漁協と組合員の燃料費20円/L助成(令和3年8月より期間不明、書面無しの口約束)港湾の漁協施設(製氷機など)に資金援助。宇久地区牛部会とは、牧草購入費半額助成。堆肥舎の設置などを行うと聞いています。例えばこれらの助成は、貴社が事業を行うことによって損害や不利益が発生するため弁償として行われているものです。宇久島への財政支援や地域貢献のためとは言えません。

(前回の質問5) 貴社が考える、宇久島メガソーラー発電事業計画によって生ずる、島民や島のAメリットとBデメリットを箇条書きで要点のみ全てお答えください。

(回答) 以前に「事業者サイドが考える、宇久島でこの事業を行う利点と欠点はなんでしょうか？」というご質問を頂き、ご回答させて頂きました(※F1)が、より詳細にお答えさせて頂きます。

Aメリット ・耕作放棄地対策、遊休地の活用—これら土地を太陽光発電所用地として整備し、有効活用を致します。(※F2) ・人口減少の歯止め・少子高齢化対策につながる地元活性化—観光振興支援、特産品開発を島の皆様と検討し、また水産、農業畜産振興支援等を行って参ります。(※F3) ・非常用電源の確保(各集会所へ)—自然災害時、避難所として使用が考えられる各地区の集会場や福祉・医療施設に、停電時でも一定期間電源確保が出来るよう蓄電池の設置を検討します。・光ファイバー網による通信環境改善—現在、宇久島ではインターネット閲覧や遠方の家族との動画による通話などに時間がかかります。光ファイバー線を引き込むことによって通信環境を向上させます。光通信インフラが整備されればオンライン学習、在宅勤務、遠隔診療などが可能となり、島民の皆様の利便性が向上致します。(※F4) また、以前からご要望いただいております、島内電気料金の無料化、島民の船舶乗船料の無料化については、公共事業的な意味合いも強く、残念ながらお応えすることはできません。(※F5) 上記のメリット対応等をさせて頂きますので、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、本事業

業とは別に、島で発電した電力の環境価値を使い、島内へグリーン電力を供給する計画を佐世保市へ提案する予定です。実現するとグリーンアイランドとして観光客や見学者の増加も見込まれると考えています。(※F6)

※F1 以前に当会が行った同じ質問に対する貴社の回答の原文

メリット・耕作放棄地対策、遊休地に活用、地元活性化による人口減少の歯止め、少子高齢化対策、非常用電源の確保（各集会所へ）・光ファイバー網による通信環境の改善

デメリット・自然破壊・景観を損うことが懸念されるため、なるべく影響を軽減するように注意しながら事業を進めたいと思います。

以上です。今回もですがこのような中身のない薄っぺらな回答で納得できるはずがありません。

※F2 環境アセス逃れのため、開墾面積が 30ha 超えないようにする計画なので、土地の整備はごく一部です。また、耕作放棄地以外の例年作付けしていた畑にも計画されているので、畜産農家が昨年牧草を育てられないで困っています。牛部会は種々に助成を受けているようですが計画には反対しています。

※F3 発電施設完成後、具体的に何が人口減少の歯止め、少子高齢化対策をとなるのでしょうか。また、観光協会、行政、自治協議会、水産・畜産の組合と協力関係に無く、もしくは反対されている状態でどのように実現させるのですか。

※F4 非常用電源の確保（各集会所）、光ファイバー網の整備は行政が行うべきことです。貴社のメガソーラー発電事業とは関係ありません。

※F5 島内電気料無償化や船舶の乗船料助成は要望ではありません。行政や貴社に対して全住民に対する地域貢献策として象徴的な案として提示いたしました。言われますように提案には公共事業の側面があります。しかし、貴社は 2018 年 2 月に佐世保市と協定書を作成し、協力関係を結ぶ確認をしています。両者はそのうえでこれまで推進をしてきました。言わば公共事業であり公益事業です。いまさら答えられない理由になりません。

※F6 行政や観光協会の協力が無い状態でいかに実現するのですか。聞こえの良い事ばかりで、現実味に乏しい。着工以前に確実に実現できることを、きちんと事前に説明し、書面で約束し、内容に責任を持ってください。また、私たちが提案しました島内で電気を消費する案、又は別事業にて行うなどの代案は、以前に貴社が不可能と回答しました。介入策として誰も求めていない箱モノを闇雲に計画しないでくださいとも、以前に申し上げております。森林を伐採し、異常なほど太陽光パネルを設置した島が、果たしてグリーンアイランドと言えるでしょうか。

Bデメリット 自然環境や景観の変化、また、皆様の生活への影響が懸念されます。以下、懸念点の主なものを記載致します。極力悪影響を及ぼさないよう配慮し、工事及び事業を進めて参ります。(※G1)・景観、環境の変化—現在とは異なる景色となるため、島民の皆様にご説明しながら、計画の中でその影響が最少となるよう設計致します。・有害鳥獣—山からイノシシが下りてくることが想定される為、箱罟の増設等の対応を致します。・災害の危険性—近年ゲリラ豪雨など、雨水による被害が発生しています。発電所建設により、これら被害が発生しないよう、しがら柵、調整池、畦畔整備等防災対策を実施致します。パネルは昨年の台風を超える瞬間風速 60m/s に耐えうる設計と致します。・多くの作業員が入島することによる懸念—作業員によるゴミ、し尿の増加に対しては、工事期間は基本事業者が処理費用を負担、フェリーの利用は極力タイミングをずらし島民の方へご迷惑の無いよう致します。防犯については GPS 管理、カメラ等にて対策を致します。新型コロナウイルス持ち込みの懸念については、入島前に全員健康観察と PCR 検査を実施し、異常がないことを確認する事を対策としていま

す。入島後に発熱の症状および体調が悪くなった場合は、島内の診療所は利用せず即刻島外のチャーター船にて出島致します。(※G2)

※G1 まずは地元住民の信用を得てください。既に申し上げました通り、私たちは貴社を信用できません。上記のようなすべての「〇〇致します。」は信用の上に成り立ちます。たとえ行っていると言われましても、それを証明することができない状況であり、第三者のチェック機関などがないため公平に検証する者が不存在で、貴社の自己申告や報告によるしかない現在の状況では、何も確信できません。

既にこれまで事業を進めてきた方々が何人も貴社を離れ、今はもう辞めたから関係ないと言っている状態では、今現在事業を行っている方も辞めたら責任を取らないことを証明しています。社員や推進者、そして貴社が最後まで責任を持たないことの現れです。

※G2 以前から申し上げています懸念点も忘れないでください。

①大規模な自然破壊（既存の動植物の生存環境減少、生態系の著しい変化を伴う）②大きく景観を損なう（島の魅力の衰退）③河川の汚濁、地すべり、土石流、土砂崩れの危険性増加④反射光による近隣被害、気温の上昇（ヒートアイランド現象）、異常気象発生の危険性⑤パネルに有害物質が含まれている可能性（100%国内製であるなど製造過程の証明が出来ますか？）、それによる有害物質の漏洩、環境汚染の危険性（地下水、河川、近隣海域、土壌、大気）⑥大規模伐採による雨水吸収率や保水能力の減少、水の涵養への影響、地下水の減少、生活用水の枯渇⑦島内及び近隣海域の水質の変化、周辺海域の海獣生物環境への変化⑧火災時の消火活動の危険性⑨他に類を見ない大規模施設であるため、実例が乏しく事故や被害の影響が簡単に予測できない（事故が起きない証明ができない、法令を遵守した案件でも災害が発生している）⑩設置後及び撤退後の地元雇用や地元経済消費活動の極端な減少⑪維持管理のための除草剤大量使用による環境汚染⑫除草シートの劣化による被害⑬パネル、各施設、送電線付近の電磁波による健康被害⑭強風で施設が吹き飛ばされた場合の近隣被害⑮海底ケーブル、設備ケーブル漏電の危険性⑯工事期間に係る被害（交通、粉塵、騒音）⑰大型車両の度重なる走行に伴い既存道路が破損する懸念⑱地価の下落⑲撤退後に島の自然環境が原状復帰にかかる時間（その間の調整池などの防災施設の維持管理者の不明）

また、全島民に対して、全ての懸念材料に対して問題が無いことを、確証のある資料や専門家の証言など、具体的に書面等で証明し、補償を約束してください。

（前回の質問6）貴社は今後とも宇久島メガソーラー発電事業計画に対し、事業が完全に終了するまで、絶対の安全性、従来環境の保全を保証いたしますか？また、現時点で計画の見直しや事業規模の縮小等を検討なされていますか？

（回答）・絶対の安全性—事業の計画においては、国、県、市にて定められている関連法規に則り、計画・設計を行い、必要な許認可を取得しております。工事においても関連法規を遵守しつつ、現場の状況を確認しながら行政とも協議を行い最大限の配慮をもって進めて参ります。・従来環境の保全—環境影響を極力低減し、必要な環境保全措置を講じて参ります。事業者が実施した環境調査を基に学識経験者、各専門家及び佐世保市環境保全課よりご指導を頂き、対策を策定しております。（※H1）内容については、2020年10月16日に貴会へご説明

（※H2） させていただきましたように、動物、猛禽類、植物など全般について幅広く調査を実施し、それを基に保全区域を設定しております。しがら柵やのり面緑化を行い、雨水による表土の流水防止を適切に行うことで、動植物への生息・生育への影響は少なくなると考えられます。また、植物は動物と異なり移動ができないため、

対象事業実施区域内の重要種で特に生育個体が少ない種については、生育場所が改変される場合は工事区域外へ移植を検討します。・事業計画の見直し、縮小等一規模の縮小は考えておりません。(※H3)

※H1 「〇〇します。〇〇しています。」は信用があって、証明ができて成り立ちます。まずは回答の佐世保市環境保全課の指導内容、学識経験者、各専門家の・氏名・所属・調査結果・ご意見を公表してください。

※H2 自主環境アセスについて説明して頂けるということでしたが、はじめから参加人数は減らされ、説明の資料はなく、・録画・録音・メディアはNG、不鮮明なスクリーン画像を見せながら、素人の私たち相手に駆け足で30分ほど環境保全について説明され、こちらの質問にもはっきりと答えられず、とても納得できる説明会ではありませんでした。当然、内容は記憶に残っていません。貴社が発注した株E-SYSTEMという調査会社によるもので、公平な意見調書等はなく、自分たちに都合の良い調査結果ばかりの印象しかありません。誠意や信用のないあのような説明会はいくら行っても無駄であり、説明の機会を提供し集合した私たちにも甚だ迷惑です。

※H3 貴社が勝手に計画したものをひたすら住民に押し付けることが説明や理解ではありません。規模の縮小などの相手の意見を聞かない、反映できない計画では、いったい何を今後も協議するのですか。貴社はそもそも協議などするつもりが無く、客観的にみて強引で一方的と思いませんか。

(前回の質問7) 地権者の申し出によって期間の終了を待たずとも契約を破棄し、地目の変更などがあれば元通りにすることは可能ですか？また、そうするにはどのような手続きが必要ですか？

(回答) 地権者様との契約内容を公開することは地権者様にご迷惑をお掛けすること(※I1)となり、個別の事項については地権者様との協議事項であると判断しておりますため、地権者様からご連絡頂ければ個別に協議をさせていただきます。(※I2)

※I1 島全体に対し長期に渡り大きな影響を及ぼす、また、貴社は”島の活性化を目的”として事業を行っています。つまり島全体に大きく関わることを公益事業と称して勝手に行っているのです。地権者様のご迷惑しか考えないのですか？それ以外の私たちのご迷惑はどうなるのですか？

※I2 地権者からの契約解除には応じるとのことです。地権者の方々にはいま一度真剣に宇久島の将来について考えて頂きたい。責任ある行動を切にお願い申し上げます。

以上